

一 般 質 問 通 告 書

令和 8 年 6 月 2 日

高島市議会議長 河越 安実治 様

高島市議会議員 11番 澤本 長俊

次の事項について質問いたしたいので通告します。

※質問項目（番号）が2以上ある場合は、次のどちらかに○をつけてください。

- ・質問番号1の用紙にだけご記入ください。
- ・質問が一つだけの場合は必然的に1となりますので、記入は不要です。

初問は { ①. 全項目一括質問一括答弁
2. 項目ごとに一括質問一括答弁

(質問番号 1) 発 言 事 項	名誉市民条例の制定について
要 旨 (項目だけでなく、質問の趣旨が理解できるように記入してください。)	<p>高島市が合併して22年目を迎えています。これまでには、様々な分野で高島市に貢献いただき、ご活躍頂いてきた方がたくさんおられます。</p> <p>そういった方々を、市としてしっかり称え、後世に引き継いでいくべきではないかと考えます。</p> <p>合併前の旧町村時代には、各町村で名誉町民条例が制定されており、それぞれの町で、名誉町民として称えられていたと聞きます。合併協議の基本は、各町村の条例を引き継ぐとされていたと思いますが、なぜかこの名誉市民条例は引き継がれていません。</p> <p>そこで以下問います。</p> <p>①あらためて、名誉市民条例を制定し、今後、あらゆる分野で高島市に貢献いただいた方を称えることができるようにしておくべきではないかと考えますがいかがか。</p>

② 合併前に名誉町民として称えられておられた方々を、あらためて名誉市民として称え、引き継いでいくべきと考えるがいかがか。